

Straight away

IFRS bulletin from PwC

4 May 2012

IASB が、2010-12 年サイクルの年次改善プロジェクトに関する公開草案を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、2010-12 年サイクルの年次改善プロジェクトに関する公開草案を公表しました。これには、以下の10の基準に影響を与える修正が含まれています。

当修正案は、国際財務報告基準 (IFRS) 第2号、IFRS第3号、IFRS第8号、IFRS第13号、国際会計基準 (IAS) 第1号、IAS第7号、IAS第12号、IAS第16号、IAS第24号およびIAS第36号に影響を与えます。IFRS第3号の修正を除く修正案は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される予定であり、IFRS第3号の修正は、2015年1月1日以後の企業結合について適用されます。

IASBは、各修正案の初度適用についての経過措置および発効日に関するコメントを募集しています。コメント募集は2012年9月5日が期限となっています。

当修正案の概要は、以下のとおりです。

IFRS 第 2 号「株式報酬」

当修正案では、「権利確定条件」の定義を「業績条件」か「勤務条件」のいずれかであることを明確にしており、その条件を個別に定義しています。業績条件は、所定の期間の勤務および当該勤務が履行される間に特定の業績目標を達成することを要求しています。勤務条件は、所定の期間の勤務を完了することを要求していますが、業績目標の達成は含まれていません。

IFRS 第 3 号「企業結合」

当修正案は、金融商品の定義を満たす条件付対価は、IAS第32号に従って資本または金融負債のいずれかに分類されることを明確にしています。他のIFRSへの参照は削除されています。当修正案はさらに、金融負債に分類された条件付対価は、事後的に公正価値で測定され、IFRS第9号の要求事項に基づいて、その公正価値の変動を純損益またはその他の包括利益に表示することを明確にしています。当修正案は、IFRS第9号に対する付随的な修正を含んでいます。

IFRS 第 8 号「事業セグメント」

IFRS第8号に対して2つの修正があります。

- 事業セグメントを集約している場合、企業は、報告セグメントを識別するために使用した要素を開示することが要求されます。
- IASBは、セグメント資産の詳細が最高経営意思決定者に報告されている場合にのみ、セグメント資産と企業の資産の調整表が要求されることを明確にしています。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」

IFRS第13号の「結論の根拠」に対する修正案では、IASBは、割引の影響が重要でない場合に、割り引かずに短期の債権債務を測定する企業の能力を排除するために、IFRS第13号によって意図的にIFRS第9号およびIAS第39号を変更したわけではなかったことを明確にしています。



IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

当修正案は、企業が、同一貸手との同一または類似条件による既存の融資契約に基づいて返済期限が報告期間後少なくとも12カ月後となるような借換えやロールオーバーを予定しており、それが企業の自由裁量である場合、当該債務を非流動に分類することを明確にしています。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」

当修正案は、資産化された利息の分類は、支払利息が資産化されている資産の分類に従うことを明確にしています。

IAS 第 12 号「法人所得税」

当修正案は、企業が未実現損失に対して繰延税金資産をどのように認識するかを明確にしています。

税法により特定のタイプの所得に対して税務上の欠損金を使用することが制限されている場合、企業は、繰延税金資産を認識するために、そのタイプの十分な課税所得が見込まれるかどうかを評価します。

企業による繰延税金資産の認識の査定に対する課税所得は、将来減算一時差異が解消する前の金額となります。タックス・プランニングの実行とは、課税所得を創出または増加させる行動です。

公開草案には設例が示されており、明確化されたこれらの修正案について説明しています。

IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号「無形資産」

当修正案は、再評価モデルを適用した場合の評価実施日における減価償却累計額の算定方法を明確にしています。

IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」

当修正案は「関連当事者」の定義を拡大し、報告企業に対して経営(マネジメント)サービスを提供する企業を含めています。それらの企業が提供する経営(マネジメント)サービスにかかる費用として計上される金額の開示が要求されます。

IAS 第 36 号「資産の減損」

当修正案は、当期に重要な減損損失または減損損失の戻入れがあった場合に要求される開示が、回収可能価額を「使用価値」または「売却費用控除後の公正価値」のいずれを用いて見積もったとしても、同様になることを明確にしています。

影響を受ける企業は？

提案されている修正は、一見したところマイナーチェンジのように見えます。しかし、影響を受ける場合、その影響は重大となる可能性があります。

何をすべきか？

それぞれの修正案を熟読し、貴社に対する影響を決定した上で、修正案に関するコメントを提出するかどうかを検討してください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.